

## パリ原則に対する規則比較

バーバラ B.ティレット

翻訳：日本図書館研究会整理技術研究グループ（吉田暁史）

パリ原則は、今日世界で用いられるほとんどすべての規則の基礎となっている。世界各地で開かれている一連の会議におけるわれわれの仕事は、今日的な環境のもとで、このパリ原則を見直すことである。

背景論文の中には、ヨーロッパおよび英米地域のための規則比較が含まれている。中東およびラテンアメリカ地域の図書館は、おおむね英米目録規則、スペインの規則あるいはフランスの規則に準拠している。背景論文は、あなた方がそれぞれのワーキンググループで明日議論する問題について扱っている。

第1回 IME ICC 会議において検討された各国の規則における、主な類似点と相違点とを総括するために、しばらく付き合っていただきたい。そしてあなた方が用いている各規則に対する同様の比較を行いたい。

### ヨーロッパで使用されている目録規則

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ・ AACR2 (英米)     | ・ PPIAK (マケドニア) |
| ・ AAKP (チェコ)     | ・ PPIAK (スロベニア) |
| ・ ANFOR (フランス)   | ・ RAK (ドイツ)     |
| ・ BAV (バチカン)     | ・ RAKK (ブルガリア)  |
| ・ KBARSM (リトアニア) | ・ RC (スペイン)     |
| ・ KBSDB (デンマーク)  | ・ RCR (ロシア)     |
| ・ KSB (スウェーデン)   | ・ RICA (イタリア)   |
| ・ MSZ (ハンガリー)    | ・ RT (オランダ)     |
| ・ PPIAK (クロアチア)  | ・ SL (フィンランド)   |

第1回 IME ICC 会議に先だって、これら諸国において使用されている規則がパリ原則とどの程度似ているか、またどの程度食い違っているかを確認するための調査が実施された。その調査に対する18ヶ国の回答は上記に示すとおりである。

調査に回答した18ヶ国における各国の規則すべては、標目および記入語の選択と形式に対するパリ原則に基づいて作られていることが分かった。

<p>パリ原則</p> <p>ICCP 1961</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標：目録作業における国際標準化</li> </ul> <p>1 範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－標目と記入語の選択と形式</li> <li>－印刷図書の目録における記入の排列を決定する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一のアルファベット順排列</li> </ul> </li> </ul>
---

目録原則に関する国際会議－1961年パリ－45年前

目標は、目録作業における国際標準化の増進であった。

パリ原則は、書誌レコードと副出記入および参照カードのための単一のアルファベット順ファイルを持つ、カード目録あるいは手作業の目録のために、書かれたものであった。しかし今日では、ほとんどのオンライン目録が書誌レコードおよび索引アクセスポイントをともなっている。そしてそれら書誌レコードおよびアクセスポイントは、検索のため用いられたり、あるいは完全な書誌レコードの表示を行ったり、書誌レコード中のデータ要素を選択的に抜き出して簡略表示を行ったりするために用いられる。また標目の典拠形に対する異なる形式からの参照をも提供する。

パリ原則は、刊本（または同等の資料）の目録における標目と記入語の選択と形式のみに適用されるものであり、主に大規模一般図書館向けのものである。

<p>1 範囲</p> <p>標目と記入語の選択と形式に関する規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－AACR：一般的な一致</li> <li>－オーストラリア／ドイツ：その通り</li> <li>－チェコ：その通り</li> <li>－クロアチア：その通り</li> <li>－デンマーク：その通り</li> <li>－フィンランド：主としてその通り</li> <li>－フランス：広く準拠</li> <li>－ハンガリー：その通り</li> <li>－イタリア：その通り</li> <li>－リトアニア：その通り</li> <li>－マケドニア：その通り</li> <li>－オランダ：その通り</li> <li>－ロシア：その通り（カード目録に対して） （オンライン目録は1つのレコード）</li> <li>－スロベニア：その通り</li> <li>－スペイン：その通り</li> <li>－スウェーデン：その通り</li> <li>－バチカン：その通り</li> </ul>
--

調査による回答結果は、各国の目録規則はおおむねパリ原則と一致していることを示している。

パリ原則

## 2 目録の機能

以下のことを調べるための効果的なツールである

- 図書館が下記の特典図書を所蔵しているかどうか
  - ・ 著者およびタイトルによって、または
  - ・ タイトルのみによって、または
  - ・ タイトル代替、そして
- 特定著者のどの著作を所蔵しているか、そして
- 図書館が特定著作のどの版を所蔵しているか

目録の機能に関する調査結果は、各国の規則がやはり発見および集中機能に焦点を合わせていることを示している。ドイツの RAK の回答結果に例外があった。RAK では同名異人の個人名を区別しておらず、同じ名前を持つ 2 人以上の個人著者に関しては、各人ごとの集中機能は有しない。私の記憶では、この規則に対する変更が数年前に提案されたと理解している。

この箇所でもう一つの差異がある。それは、1つかそれ以上の実際の個人あるいは団体に対応する別々の実体としての“書誌的同一性”に関する認識についてである。著者の役割に関して、1個人あるいは1団体が、2以上の書誌的同一性を持つとみなされ、2以上の統制形のための典拠レコードが作成されるかもしれない。

パリ原則

## 3 目録の構造

- 各図書に対して1つの記入を作成
- 利用者の関心あるいは図書の特性を満たすために2以上の記入を作成
  - ・ 2以上の名前あるいは名前の形式で知られた著者
  - ・ 標題紙に掲載された名前とは異なる著者の名前
  - ・ 幾人かの著者あるいは分担して作成した協力者
  - ・ さまざまな役割の著者
  - ・ 異なる形で知られるタイトル

目録の構造に関して、多くの回答が原則と一致して各図書に対する書誌レコードを作っていることを示している。例外はブルガリアの規則であった。ブルガリア規則では、副次的著者名あるいは異なる形のタイトルに対する副出記入を作成しない。

パリ原則	
4 記入の種類	・ 記入=レコード
- 基本記入	・ 基本記入
- 副出記入	- 各図書に対する 1 つの記入=書誌レコード
- 参照	

現在目録規則はこのような種類の記入（つまり基本、副出、参照という目録中の 3 種類のレコード）の作成を認めている。いくつかの規則では、参照レコードをさらに次のような種類に分けている。

- を見よ参照レコード（記入）
  - をも見よ参照レコード（記入）
  - 一般参照レコード（記入） IFLA GARR で定める。また
- 次の記入作成が推奨される

- 識別のためのいくつかの記入
- 分出記入
- シリーズレコード記入 および
- 典拠レコード記入

すべてのケースにおいて、“基本記入”は完全書誌レコードとみなされている。オンライン議論をとおして、人々が“基本記入”という用語を捨て去り、より正確で現代的な用語に改めることを熱望していることが分かった。われわれが完全書誌レコードという意味合いを表現したいとき、単に「書誌レコード」を用いるであろう。

【訳注】もはや完全な記入や補助的な記入という表現が意味をなさず、単に書誌レコードといえ、完全な記入に決まっているということを主張したいのだろうと思われる。

パリ原則	
5 複数記入の使用	
- 図書中に印刷された著者名あるいはタイトルに対する標目のもとの記入	
= 本タイトルに対するアクセスポイント	
- 著者あるいはタイトルに対する統一標目のもとの記入	
= 統制形に対するアクセスポイント	
- 副出記入 および/または 参照	
= 固有名の異なる形からの参照	
= 適切な個人名および/または、団体名に対するアクセスポイント	

ある著者の名前のもとの記入は、通常その著者の名前に対する統一標目のもとに行う、とパリ

原則では定めている。また著者のその他の名前や形式に対しては、通常参照を作るべきであるが、特別な場合には副出記入を作成してもよい、と定めている。

調査の回答は、この規定に関してパリ原則が支持されていることを示している、しかし AFNOR の回答によれば、地図資料に対する基本記入として地名標目をを用いていることが分かった。また ANFOR では、図書が著者もしくはタイトルによって識別できないときは、統一タイトル形の基本記入は作成しないとしている。これに対し、オランダの回答では、統一タイトルは著者不明の古典作品の場合のみ必須であるとしている（聖書、楽譜、および古典音楽の録音物も含む）。

異なる形の名前やタイトルに対処するため、典拠レコードを使用することは通常のことである。それらはオンライン目録では参照として機能する。

#### パリ原則

##### 6 種々の記入の機能

- －基本記入－著者あるいはタイトルに対する統一標目のもとの記入
- －参照－同一著者に対する他の名称や他の形から参照する（特別な場合には、副出記入を作成してもよい）
- －副出記入
  - ・同一著作に対する [統一タイトルとは異なる] 他のタイトルに対して  
（ある標目のもとに複数の副出記入を作成する代わりに、参照を用いてもよい）
  - ・共著者、協力者等、そして著作のタイトル、に対して（適切な場合は、参照を用いてもよい）

今日ほとんどの規則では、記述の第 1 エリアにおいて、図書に印刷された著者の名前の形を記載する。そしてその形は統制された形として採用されるか、あるいは典拠レコードにおける異なる形として記録されるかの何れかである。

参照の代わりに副出記入を用いる特別なケースに関して、特定著作が特定の一つの名前と結びつく場合、イタリアの規則（RICA）では副出記入を作成しない。ロシアの規則では、この場合典拠レコードをとおして統制を行う。實際上、この扱いは今日多くの国でオンラインシステムを用いて実行されているのは、最もありそうに思われる。典拠レコードは異なる形や他の名前を制御する、そしてオンライン目録においては、統制形への参照として機能する。

同様に同一著作の他のタイトルに対しては、ごく典型的には、タイトルもしくは名前／タイトル典拠レコードにおける参照形として処理される。統一タイトル（タイトルあるいは名前／タイトル）に対する典拠レコードがすでに存在する場合、書誌レコード中で異なるタイトルに対する副出記入は通常作成されない。

本タイトルは書誌レコードにおけるアクセスポイントとして採用される。しかし統一タイトルが用いられている場合、他の異なるタイトルは [書誌レコード中ではなく] 典拠レコード中で与

えられる。

今日

書誌レコードは簡略あるいは完全形式で、表示されあるいは閲覧される。

—索引アクセスポイントに対する表示項目

- ・名前
- ・タイトル
- ・主題
- ・その他

—検索された書誌レコードの排列

- ・利用者の選択によって（主たる著者によるアルファベット順、タイトル、出版年、受入順等）
- ・システム側のデフォルト

パリ原則

#### 7 統一標目の選択

- ・最もよく使用される名前あるいはタイトル  
これらの形は、目録中の著作の諸版や参考文献中で広く認められたものを採用する。
- ・複数言語の場合—もとの言語、もしくは、当該目録の言語による諸版あるいは参考文献に見出される形を優先する。

統一標目あるいは典拠標目を作成しようとするとき、パリ原則以来われわれは原則としてまず書誌的資源中の表現を採用し、次に参考資料中の表現を採用してきた—つまり言語に関しては原版の言語あるいは文字を採用してきた。そしてもし言語（あるいは“文字”）が目録中で通常用いられるものでないときは、今日の規則は諸版あるいは参考資料中に見出される形を採用することを許容してきた—この方針の背景には、通常の使用あるいは利用者の便益、という原則が働いている。

各国の規則は基本的にこの方針にしたがっている。

パリ原則

#### 8 1 個人著者

- ・その著者に対して主たる標目をまず与え、次にその他の個人や団体に対して副出記入を作成する。
  - ・複数言語の場合—もとの言語、もしくは、当該目録の言語による諸版あるいは参考文献に見出される形を優先する。

各国の規則も、基本的に上記の原則にしたがっている。

#### 8 1 個人著者（続き）

- ・統一標目—最も多くは、著作の諸版に表現されている形を完全形で表す。  
以下の例外を除いては
  - ・よく使用される形、参考資料中でよく現れる形を確立した名前として優先する（利用者の便益を考えてよく知られた形を採用）。
  - ・同一の名前の他者と区別するために、識別要素を付加することがある。

各国の規則も、著作で使用される形を採用するということで合意している。フランスの規則では、著者が筆名を使用しているときは、著者の死後最もよく知られた名前を選択する。

識別のための付加的要素について、パチカンの規則では宗教的な実体の名前に対して多くの付加要素を与えている。パチカンの資料はそのような必要性のある資料が多いからである。

チェコの規則では、目録作成者が情報を得たときは、識別するためだけにとどまらず、AACR2よりも多くの要素を付加している。

それに反してドイツの規則では、1個人の名前を同名の他人と区別しない（この方針は改訂中である）。

#### パリ原則

#### 9 団体名のもとの記入

- ・以下の場合には、団体名を基本記入の標目とする
  - ・著作が団体の集団的意志あるいは団体の活動を記録しているとき（たとえその団体の役員、あるいは使用人としての役割を持つ1個人の名前で署名があつたとしても）。
  - ・タイトルあるいは標題紙における表現上、また著作の性質と関連づけたうえで、その団体が著作の内容に対し明らかに全体的責任を持つと判断されるとき。

多くの規則はこの方針にしたがっている。

しかし、オランダでは団体名は基本記入の標目として採用されず、一つのアクセスポイントとして扱われ、団体が著作の内容に責任を持つときは、副出記入が与えられる。もっとも録音資料における演奏グループは例外としている。

クロアチアでは、単行資料はこの原則どおりとするが、逐次刊行物に対する団体名記入はこの原則にしたがわないとする。

スペインの規則では、団体名を基本記入の標目とするとき、“活動”の解釈をより制限的に行う。

フィンランドの規則では、総称的タイトルをもつ逐次刊行物は、たとえその団体の活動を記し

たものであっても、キータイトルもしくは本タイトルを基本記入の標目として優先し、団体名は副出記入扱いとしている。

9 団体名のもとの記入（続き）

- ・その他のケースで、団体名が著者機能を補うような機能（编者機能のような）をもつとき、副出記入が団体名のもとに作成されねばならない。

この場合もまた、多くの規則はパリ原則のこの“規則”にしたがっている。

9 団体名のもとの記入（続き）

- ・疑わしい場合は、基本記入の標目は団体名のもと、あるいはタイトルのもととしてよい。そしていずれの場合にも、基本記入以外に代替記入を作ることになる。

すべての規則がパリ原則にしたがっている。

9 団体名のもとの記入（続き）

- ・団体名に対する統一標目—その出版物中で、もっとも頻繁に現れる名前を採用する。下記の場合を除く
  - ・異なる形が頻繁に出版物中に見出されるときは、公式名称形を採用する。
  - ・もしいくつかの言語による公式名が存在する場合は、利用者にとってもっともふさわしい言語を優先する。
  - ・慣習的な名称を優先する（目録中の言語の1つで）

すべての規則がパリ原則にしたがっている。チェコでは、最も頻繁に識別される形が由来する典拠ファイルもしくは全国書誌中に見出される形にしたがう、としている。

同様に、フランスの ANFOR 規則でも、多くの形が存在する場合は全国書誌の典拠ファイルや参考資料のような外部資料を用いるよう定めている。スペインの規則も、公式形よりも慣習的な名称の方を用いるよう規定している。

多数言語の場合、クロアチアで用いられる PPAIK では、その図書館目録で用いられる第一公用語を用いるとする。オランダの規則では、その国固有の出版物中、あるいは標準的な参考資料中で、最もよく用いられる形を採用するという例外規定を適用せず、最後の手段として最も最近の形を用いる、とする。フィンランドでは、2つの公式言語を持っているので、フィンランド語およびスウェーデン語形を優先する、と定める。



9 団体名のもとの記入（続き）

- ・団体名に対する統一標目—その出版物中で、もっとも頻繁に現れる名前を優先する。

下記の場合を除く（続き）

- ・国家もしくは地方政府に対しては、目録利用者の言語によるその地方の最新の名称を優先する。
- ・名称変更が軽微でない場合それぞれの名称を採用し、参照によって相互に結びつける。
- ・同一名称の団体を区別するときは、さらなる識別要素を付加する。

いくつかの国における過去の習慣は、最新の名称あるいは一つの名称のもとにすべての名称をまとめ、典拠レコードをグループ化してお互いに集めるというものであった。しかし最近の規則では、それぞれごとに記入を作成するというやり方にしたがう。例外はクロアチアのPPIAKで、この方法を採用していない。

さらなる識別要素の付加に関しては、すべての規則で共通の規定となっている。

9 団体名のもとの記入（続き）

- ・憲法、法律および条約、そして同様の特徴を持つ他の著作で、その資料の特質を示す公式あるいは慣習的なタイトルを持つものは、適切な地域政府のもとに記入する。そして実際のタイトル（本タイトル）に対しては、必要であれば副出記入が作成されなければならない。

多くの規則が合意している。しかしドイツのRAK規則は法律等に対するこの原則を適用せず、代わりに、法律の公式タイトルを統一タイトルと定めて、タイトル記入を採用する。オランダでは、基本記入の標目は本タイトルである。フィンランドの規則では、この種の出版物は主としてタイトルのもとに記入する。

たぶんわれわれは、本タイトルでアクセスするのはもちろん、地域政府の名称と統一タイトルによるアクセスポイントも必要だということで、少なくとも合意できるのではないか？

9 団体名のもとの記入（続き）

- ・団体の下部組織—団体の下部組織の名称は直接形を優先する。

以下の例外を除く

- ・その名称が下部組織や下部としての機能を含意しているか、あるいは独立した名称としては不十分な場合は、まず上部団体の名称を標目とし、次に下部団体の名称を副標目として続ける形を優先する。

すべての規則が合意する。

## 9 団体名のもとの記入（続き）

- ・団体の下部組織－団体の下部組織の名称は直接形を優先する。

以下の例外を除く

- ・下部組織が、行政、司法、もしくは立法の政府機関である場合は、統一標目はまず地域政府の名称を標目とし、次にその機関の名称を副標目として続ける形を優先する。

多くの規則が合意する。しかし、オランダでは地域政府の名称を限定子とするか、あるいは上部団体の名称が出版物中に記載されていないか、地域政府名の含まれていることが明白ではない場合、当該出版物中で使用された名称を優先する。

## パリ原則

### 10 複数の著者

－2以上の著者が著作の創作を分担するとき

- ・1人（1団体）が主たる著者として代表している場合、主たる著者の名前のもとに基本記入を作成する。
- ・主たる著者が存在しない場合、基本記入は次のように作成する。
  - －2あるいは3のとき：標題紙に掲載された最初の名前のもとに（3までが表示されているときは、2番目と3番目の著者に対し副出記入を作成する）。
  - －4以上のとき：著作のタイトルのもとに（最初に表示されている著者のもとに、および必要に応じて他の著者のもとに副出記入を作成する）。

多くの規則が合意している。しかしオランダでは、団体を4人以上の個人著者グループとみなしているため、1人の個人著者と1つの団体著者を含むような著作の場合は、タイトル記入となってしまう。そして個人著者および団体著者に対してそれぞれ副出記入を作成する。

4以上のとき、フランスのANFOR規則では、同じ機能をもつ新たな規定を設けている。4以上の著者の場合、通常それらに対するアクセスポイントは作成しないが、規則は図書館がそれぞれの目録で制限数を増やすことは禁じていない。ANFORではビデオ資料に対して、主たる著者という考え方を採用せず、そういう著作は常に著者性の混合した作品であるとみなし、基本記入は本タイトルのもとに作成する。そして限られた数の副出記入を作成するという方針を採る。SUDOCでは、映画監督は主たる著者とみなされている。

## 10 複数の著者

### ー合集

- ・異なる著者による複数の独立した著作あるいは作品集の部分を集めたものは、
    - ー総合タイトルをもつ場合は、合集のタイトルのもとに記入する
    - ー総合タイトルをもたない場合は、著者名のもと、あるいは最初の著作のタイトルのもとに記入する
- 以上両方のケースともに、編纂者が知られているときは、その名前のもとに副出記入を作成する。
- ・例外として、編纂者が顕著に表示されているときは、その名前のもとに記入し、タイトル副出記入を作成する。

興味深いことに、この規定に対する微修正や例外規定は存在しない。この規定は、調査に対して回答を寄せた規則中で、いずれも用いられている。

マケドニアの回答では、合集に対してはこの原則にしたがわないとしている。なぜなら合集のタイトルは書誌レコードの部分として記録されており、目録の自動的な検索に対し、書誌レコードの終わりの方で角がっこで補記して与えられるから。

## 10 複数の著者

- ー異なる著者による、著作の継続的な複数部分からなる資料
  - ・最初の部分の著者のもとに基本記入を作成する

多くの規則で、パリ原則に対する例外が見出される。AACR2 では、複数部分からなる単行資料の全体に対して、ある個人／団体が優勢である場合には基本記入はその個人／団体に変更されること、また完結した資料に対して 4 以上の個人／団体が責任性を有することになった場合には基本記入はタイトルに変更されること、に言及している。しかしながら、JSC は現在これら 2 つの可能性を削除し、パリ原則に復帰することを検討中である。

【訳注】表現がややわかりにくいだが、AACR2 の規定は次の通り。「複数の部分から成るモノグラフの部分間で責任性に变更がある場合は、最初の部分に対する適切な標目のもとに記入する。ただし、後の部分に責任を有する別の個人もしくは団体が全体として優勢である場合は、後の部分に対して適切な個人もしくは団体に標目を変更し、前の部分の個人もしくは団体に対する標目のもとに副出記入を作成する。4 以上の個人もしくは団体が完結した著作に対して責任を有し、主として責任を有するものが存在しない場合は、タイトルのもとに記入に変更する。」(21.3A1)

バチカンおよびフィンランドの規則では、AACR2 規則を適用している。

チェコの規則では、部分ごとの重要なタイトルがあるなら新しいレコードを作成する、という例外規定を設けている。

同様にオランダの規則も、[部分ごとに]別個のレコードを作成することを許容している。

#### パリ原則

##### 11 以下の著作はタイトルのもとに記入する

- ・ 著者が不明な場合
- ・ 4以上の著者があり、かつ主たる著者が存在しない場合
- ・ 総合タイトルをもち、異なる著者によって書かれた、独立した著作あるいは著作の部分を集めた合集
- ・ 第一義的にあるいは慣習的に、[著者ではなく] タイトルで知られた著作

最終ケース以外で、この規則は合意されている。最終ケースでは、いくつかの規則は著者に対して基本記入を作成するよう定めている（チェコの規則とマケドニア PPIAK）。そして ANFOR では、逐次刊行物に対しては団体名標目が適切であるとしている。

##### 11 以下の場合、タイトルのもとに副出記入を作成する

- ・ 著者が確認された匿名出版物（つまり基本記入は著者のもとに作成）
- ・ 著者が基本記入標目であるような著作で、タイトルが重要な代替識別機能を有する場合

この規則は合意されている。しかしマケドニアとブルガリアの規則では、タイトル検索のための副出記入は必要とされない。

##### 11 以下の場合、タイトルのもとに副出記入を作成する（続き）

- ・ 識別的なタイトルをもち、タイトル中に団体名を含まず、団体名が基本記入の標目となる著作
- ・ 基本記入が例外的に編纂者のもとに作成された合集

この規則は合意されている。ただし編纂者に対する例外規定はどの規則も採用していない。

- 11 タイトルのもとに記入された著作に対する統一標目
- ・著作の原版のタイトルあるいは、諸版のうちもっとも頻繁に用いられるタイトルを優先する。
- 下記の例外を除く
- 一般に知られた場合は、慣習的なタイトルを優先する

多くの規則が合意する。しかしブルガリアの規則では統一タイトルは用いず、本タイトルのもとでの記入だけである。オランダでは、この規則は著者不明の古典作品に対してのみ適用される。

【訳注】この項目は、通常のタイトル記入を扱うのではなく、統一タイトルのもとに記入された場合を扱っていると思われる。

- 11 継続的な複数部分あるいは複数巻からなり、各部分が異なるタイトルをもつ著作に対する統一標目
- ・大多数の部分あるいは巻が、別のタイトルをもつのでないかぎり、最初の部分のタイトルを優先する。

多くの規則が合意している。しかし ANFOR の標準では、この規定を定めていない。

- 11 異なるタイトルのもとに継続的に刊行された逐次刊行物の場合、それぞれのタイトルごとに記入を作成する（少なくとも直前、直後のタイトル指示をもつようなシリーズに対しては、各々のタイトルのもとに記入を作成する）。
- ・一つの選択的タイトルのもとでの副出記入を許容する（“グループとしてまとめられた”タイトル）
  - ・軽微なタイトルの相違があるときは、統一タイトルとして最もよく出現するタイトルを採用してもよい。

継続的に刊行された逐次刊行物の記入原則に関して、多くの規則が合意している。しかし、ANFOR の標準は、この規定を定めていない。諸記入をグループ化するための選択的タイトルのもとでの副出記入に関して、AACR2 はそのような規定をもたないし、オランダの規則も同様である。BnF (Bibliothèque nationale de France) では、タイトル変更ごとの書誌レコードをリンクするような“変遷記録レコード”を作成している。しかしこの変遷記録レコードは、ANFOR 規則中には規定がない。

軽微なタイトル変化に関して、ISBD(CR)と多くの規則は今日、最もよく現れる形ではなく、初号の形を採用している。このことは、多数の記録を維持することを避けるための現実的な解決

策となっている。しかし RAK の調査回答では、ISBD(CR)とは異なって、すべての号や部分に最も共通して現れるタイトルを採用することを認めている。

- |  |
|--|
| <p>11 多国間の国際条約、国際協定および同様のカテゴリーに属する、識別的なタイトルをもたずに刊行される出版物</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・著作の形式を反映するような、協定に関する統一標目を優先する。</li></ul> |
|--|

条約に対して、多くの規則が合意している。しかしオランダは対応する規則がない。ブルガリアの規則では本タイトルが用いられており、協定に関する統一標目は用いられない。

<p>パリ原則</p>
-------------

<p>12 個人の名前に対する記入語</p>
------------------------

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・複数の語からなる名前は、著者が市民である国において合意された使用法にしたがう。</li><li>・それが不可能な場合、彼／彼女が通常用いる言語において合意された使用法による。</li></ul> |
|--|

調査に対するいくつかの回答結果は、IFLA Names of Persons にしたがう、というものであった。IFLA 目録分科会は、さまざまな国からの回答結果にもとづいて、より一貫したものとなるよう努力しつつ、その出版物を改訂しようとしている。固有名詞の典拠形情報を共有するために既存の機械可読典拠ファイルにより広くアクセスできるよう、仮想的な国際典拠ファイルの構築が望まれる。

同一の実体に対する典拠レコードを将来共有したり照合することが容易になるよう、その実体について出版物に見出される形式と名称が典拠レコードに典拠形または異なる形として記録されるべきであることについてわれわれが合意できるかどうかについて、現時点で少なくとも可能性を考えてみる必要がある。

そのためには各国の規則とパリ原則との間で、どのような一致と不一致があるかを調査し、規則間の整合性について把握する必要がある。すでにいくつかの国々から調査情報は提出されており、今後われわれの Web ページ上で集計結果を、会議報告として公表していくことになる。

【訳注】 IFLA Names of Persons

*Names of Persons : National Usages for Entry in Catalogues* / compiled by the IFLA International Office for UBC. -- 4<sup>th</sup> rev. and enl. ed. -- München : Saur, 1996. -- (UBCIM publications. N.S. ; 16).